

第201000013903号
平成22年5月18日

各介護サービス事業所管理者 様

鳥取県福祉保健部長寿社会課長
(公 印 省 略)

中山間地域等における加算の対象地域の変更について(通知)

このことについて、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年3月31日法律第15号)に規定する過疎地域が一部変更となったことに伴い、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算に係る対象地域が追加されましたので、御承知ください。

なお、一部改正の内容については、下記のとおりです。

記

1 対象となる加算及び該当サービス

(1) 中山間地域等における小規模事業所加算

(介護予防)訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、
(介護予防)福祉用具貸与、居宅介護支援及び介護予防支援

(2) 中山間地域等に居住する者に対するサービス提供加算

(介護予防)訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、
(介護予防)訪問リハビリテーション(介護予防)、(介護予防)通所介護、
(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与

2 対象となる地域

(現行)

全域：若桜町、智頭町、日野町、日南町

一部：鳥取市(旧佐治村、旧用瀬町、旧青谷町)、八頭町(旧八東町)、
湯梨浜町(旧泊村)、伯耆町(旧溝口町)

(追加)

全域：岩美町、三朝町、大山町、江府町

3 施行年月日

平成22年4月1日

(担当)介護保険担当 秋山

電 話：0857-26-7176

ファクシミリ：0857-26-8127